



## 平成24年度 収入支出予算の概要(健康保険)

平成24年2月24日に開催された第52回組合会で、平成24年度予算と事業計画が承認され、4月1日より実施されます

<予算のポイント>

(1) **健康保険料率を80/1000から94/1000へ引き上げる** (介護保険料率は変更なし)

保険料の変更については、平成24年3月28日付け通知(No.11009)で案内済です

[料率引き上げの詳細についてはここをクリック願います](#)

[保険料の差額についてはここをクリック願います](#)

実施年月日:4月支給の給与より

◆ 当健保の保険料率は協会けんぽ(※)より低い ◆

	健康保険料率	介護保険料率	合計保険料率
渡辺パイプ健保	94.0/1000	13.0/1000	107.0/1000
協会けんぽ(全国平均)	100.0/1000	15.5/1000	115.5/1000
料 率 差	△6.0/1000	△2.5/1000	△8.5/1000

※協会けんぽ:健保組合を設立していない事業所の被保険者等が主に加入する医療保険(旧政府管掌健康保険)

(2) 保健事業は、新規事業を追加([保健事業の詳細についてはここをクリック願います](#))

新規事業は、主に医療費の適正化と納付金(高齢者医療制度への拠出)の抑制を目的とする

### 予算算出の基礎

被保険者数(年間平均)	2,460人(前年度:2,360人)		
平均標準報酬月額(年間平均)	320,000円(前年度:324,000円)		
健康保険料率	一般保険料率等	92.70/1000	加入者の医療費他
	(基本保険料率)	(57.45/1000)	
	(特定保険料率)	(35.25/1000)	高齢者医療制度の納付金
	調整保険料率	1.30/1000	健保間の財政調整
	合計	<b>94/1000(前年度:80/1000)</b>	

※会社47/1000 被保険者47/1000の折半

収入の部		支出の部	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
健康保険料収入	1,077,865	事務費	36,815
国庫負担金収入他	351	保険給付費	579,350
調整保険料収入	15,138	前期高齢者納付金	117,755
国庫補助金収入	480	後期高齢者支援金	241,526
財政調整事業交付金	8,000	退職者給付拠出金等	51,049
雑収入	4,907	高齢者納付金等の計	410,330
その他	3,819	保健事業費	40,800
		財政調整拠出金	15,138
		その他	1,004
		予備費	27,123
収入合計	1,110,560	支出合計	1,110,560
経常収入合計	1,087,321	経常支出合計	1,068,297
経常収入支出差引額			19,024(前年:14,907)

## 平成24年度 収入支出予算の概要(介護保険)

介護保険は各市町村が保険者として運営しており、健康保険組合は40歳以上65歳未満(※)の被保険者と事業主の保険料徴収業務を代行しています。毎年厚生労働省から介護保険に係る費用の見通しなどが示され、40歳以上の65歳未満の被保険者一人当たりの負担見込額を基に組合は加入者数等に応じて納付金を納めています。介護保険は高齢化が進むなか「利用者の増加＝給付の増加＝納付金の増加」という構造の中にあり、今後も負担(介護納付金)の増加傾向は続くものと思われます。

平成24年度の収支見込は、保険料収入が被保険者の増加(40歳到達者)等により対前年比9.9%増を見込んでいますが、国から示された介護納金(支出)は対前年比16.0%増となったことから、当年度の収入で支出を賄うことができず不足分を補うため積立金を取り崩し、収支の均衡を図りました。

### 予算算出の基礎

(料率の変更なし)

被保険者数 (年間平均)	1,087人(前年度:975人) ※特定被保険者除く
平均標準報酬月額 (年間平均)	380,747円(前年度:391,022円)
介護保険料率	<b>13/1000(前年度:13/1000)</b> 被保険者6/1000 会社7/1000

収入の部		支出の部	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
介護保険収入	83,163	介護給付金	85,043
繰越金	0	介護保険料還付金	50
繰入金	3,000	積立金	1,074
雑収入他	4		
収入合計	86,167	支出合計	86,167

#### ※特定被保険者

本人が40歳未満であっても、40歳以上の家族を被扶養者としている場合などに、特定被保険者となり介護保険料の徴収対象となります。

## 平成24年度 健康保険組合が実施する保健事業計画



## ◆ 新規事業は「青字」で表記 ◆

\*一次健診の受診期間は9月末日で終了（昨年度と同じ）

科目	種目	実施内容	時期と補助金額など
特定保健指導	特定保健指導	・保健師による生活習慣病の改善指導<対メタボ> (積極的支援 動機付け支援)	健保の指定時期 費用無料/勤務先にて実施
保健指導宣伝	医療費通知	罹った医療費の内容についてのお知らせ	原則、年4回発行(6・9・12・3月)
	各種パンフ配布	生活習慣病などの疾病予防の啓蒙	随時
	健保ニュース	家庭向け広報(紙媒体)	原則、年4回発行(6・9・12・3月)
	健保だより	社員向け広報(社内イントラ)	随時
	一般保健指導	保健師による生活習慣病の改善指導 <メタボ以外の要指導者を対象>	随時
特定健康 診査等 (疾病予防)	一般健診	一般健診 35歳未満(法定健診を実施)	4月～9月まで(組合・会社負担)
	成人病健診	成人病健診 35歳以上(特定健診項目含む)	4月～9月まで(組合・会社負担)
	人間ドック	①希望被保険者(特定健診項目含む) ②40歳以上の条件(*)を満たす被保険者  (詳細はNo.12002の健診に関する通知を参照)	4月～9月まで ①15,000円上限実費補助 上記補助金の他に②付加金15,000円上限実費支給 (①+②で30,000円を上限に実費支給) (*) 過去3年間に一次健診の未受診がない 入社3年未満のものは過去に未受診がない
	二次健診	一次健診の結果 要再検査者を対象	1月末日まで(組合負担・被保険者を対象)
	家族健診	40歳以上の被扶養者たる妻(特定健診項目含む)	9月～翌年1月まで(指定医療機関は全額組合負担) (指定以外5,000円上限実費補助)
	特定家族健診	40歳以上の被扶養者(妻を除く)	9月～翌年1月まで(指定医療機関は全額組合負担) (家族健診については7月に対象者へ案内)
	予防接種の補助	加入者(家族含む)を対象にインフルエンザの 予防接種に係る費用を補助する	10月～翌年1月まで(別途9月に案内) 指定医療機関にて1人1回1,000円を補助
	常備薬の斡旋	購入希望者は市販薬を薬卸ルートより購入 (健保の補助なし)	5月頃と11月頃(購入申込書/別途案内)

※健康診断の詳細については「健康診断に関する期初通達(4月上旬予定)」を確認下さい。

[公告第200号]

## 法第37条の規定による被保険者の標準報酬月額の特

健康保険法第47条第2項の規定に基づいて、次のように決定したので事務取扱規程第8条により公告する。

平成24年3月31日

渡辺パイプ健康保険組合  
理事長 藤 卷 隆

記

1. 法第37条の規定による被保険者の標準報酬月額は、引続き 従前のものによる。  
但し、従前の標準報酬月額が320,000円を超える者については、当該月額をもって標準報酬とみなす。

2. 適用年月日

平成24年4月1日から

平成25年3月31日まで

以上

\* 上記の公告は、退職した場合に任意継続被保険者となる時に用いる標準報酬月額決定時について案内したものです。

<ポイント>

任意継続被保険者となる時(喪失時)の標準報酬月額が32万円以上の場合は、全標準報酬月額の平均額である32万円とする。

## ● 個人情報の第三者提供・共同利用について（お知らせ） ●

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(当組合含む)は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対、保留の意思がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につき、その趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、組合まで申し出願います。組合規約および個人情報保護管理規程に基づき対応します。なお、申し出がない場合には、同意があったものとして取扱わせていただきます。

<当組合は、個人情報について次のとおり第三者提供・共同利用を行いますのでお知らせします>

### 1. 第三者提供

#### ◆医療費通知（家族も第三者とみなす）

被保険者等の利益や事業主の事務処理負担等を考慮し医療費通知については従来どおり世帯単位で作成し事業所ごとに送付いたします。

### 2. 共同利用

#### ◆高額療養給付に関する交付金交付事業

<項目>

診療報酬明細書（調剤含む）のコピー

氏名・性別・本人家族別・入院外来別・診療年月・請求金額などを記載した申請書類

共同利用者： 健康保険組合連合会 東京都港区南青山1-24-4

利用目的： 健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。

#### ◆健康診断結果

<項目>

一般健診、生活習慣病予防健診、人間ドックの受診者に係る

氏名・生年月日・住所・電話番号・事業所名・社員コード・健診種目名・健診受診日

健診実施機関名・同所在地・相談、指導内容・所見

共同利用者： 渡辺パイプ(株) 東京都中央区築地5-6-10

利用目的： 被保険者に対して健診結果に基づく事後指導を効果的に行うため。

※なお、上記の取り扱いに関し同意いただけない場合は、下記まで連絡願います。

<連絡先>

東京都中央区築地5-6-10

渡辺パイプ健康保険組合

tel 03-3549-3082 fax 03-5565-6385

E-mail:kenpo@sedia-system.co.jp

## 健康保険料は、今までと比べどれくらいUPするのか？

<料率94/1000>

標準報酬			報酬月額			保険料月額		UP額
等級	月額(*)	日額				被保険者 保険料	事業主 保険料	合計 保険料(A)
	円	円	円未満			円	円	円
5	98,000	3,270	93,000	~	101,000	686	686	1,372
10	134,000	4,470	130,000	~	138,000	938	938	1,876
15	180,000	6,000	175,000	~	185,000	1,260	1,260	2,520
17	200,000	6,670	195,000	~	210,000	1,400	1,400	2,800
19	240,000	8,000	230,000	~	250,000	1,680	1,680	3,360
21	280,000	9,330	270,000	~	290,000	1,960	1,960	3,920
23	320,000	10,670	310,000	~	330,000	2,240	2,240	4,480
25	360,000	12,000	350,000		370,000	2,520	2,520	5,040
27	410,000	13,670	395,000	~	425,000	2,870	2,870	5,740
29	470,000	15,670	455,000		485,000	3,290	3,290	6,580
31	530,000	17,670	515,000	~	545,000	3,710	3,710	7,420
34	620,000	20,670	605,000	~	635,000	4,340	4,340	8,680
37	710,000	23,670	695,000	~	730,000	4,970	4,970	9,940
40	830,000	27,670	810,000	~	855,000	5,810	5,810	11,620

\* 標準報酬月額

健康保険では皆さんが会社から受ける4~6月の報酬(残業代・通勤手当等含む)を基にいくつかの等級に区分した仮の報酬(標準報酬月額)にあてはめ、毎年9月から翌年の8月までの間これをもとに保険料等を計算します。

<被保険者の年間負担増額>

標準報酬月額 320,000円/23等級の場合

毎月の保険料UP額 2,240円(上記表)×12月=26,880円

※上記の年間負担増額には、賞与は含まれていません。賞与についても新保険料率(94/1000)が適用されます。



被保険者の皆さまへ

渡辺パイプ健康保険組合

## 健康保険の保険料率アップにご理解をお願いします

( 80/1000 → 94/1000 )

平素は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険組合を取り巻く状況は、高齢化の進展等により高齢者医療制度への納付金及び医療費の増加により一層厳しいものとなっています。

平成20年度に導入された高齢者医療制度による納付金等が急増し、同年度から3年間経常赤字の決算となっています。平成23年度は若干の黒字となる見込みですが、24年度は納付金等の支払いが増加するため再び赤字となることが確実です。

また、全国にある多くの健康保険組合についても同じ状況で、23年度予算ベースで9割の組合が経常赤字となり、納付金と保険給付の支払いが保険料収入で賄えないため、保有する積立金の取り崩しまたは、保険料率を引き上げ(H23年度/527組合)る組合が急増しています。

当組合ではここ数年、収支不足分を補うため積立金を取り崩し、収支の均衡を図ることにより保険料率の引き上げを回避してまいりました。しかし現在の保険料率を継続した場合、別途積立金(別表1-緑)が枯渇し平成25年度中に法定準備金(\*)を取り崩す状況となるため、平成24年度から保険料率の引き上げについて理事会等で検討してまいりました。

本件について、2月24日に行われた組合会(議員数14名)で討議した結果、「保険料率の引き上げも已むなし」という結論に至りました。その過程では、複数の保険料率について今後

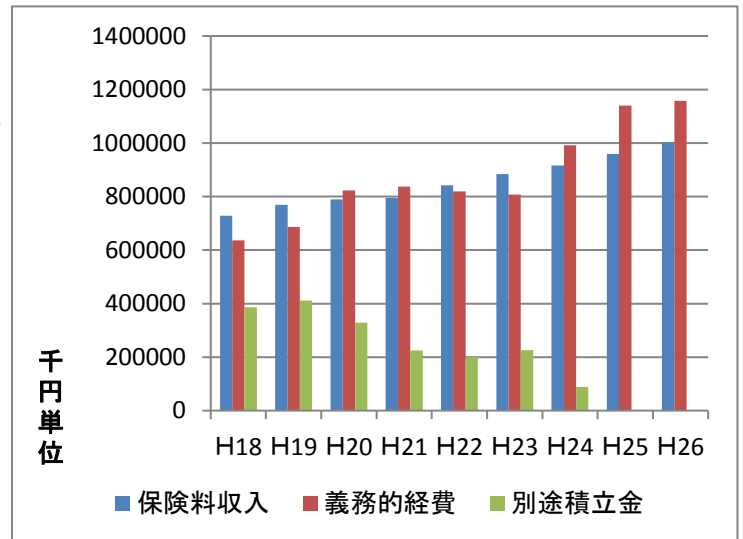
3年間の収支に関するシミュレーションを行い、皆さんと会社(保険料は折半)の負担を考慮しつつ、組合の財政が暫く安定的に運営できる料率(94/1000)へ変更することが承認されました。

今後も健康保険組合では、レセプト点検の強化をはじめとする医療費の適正化に努めるなど財政の健全化に取り組むとともに、更なる業務の効率化を図り、被保険者とご家族の健診をはじめとした健康管理事業の充実に努めてまいります。

厳しい経済情勢下において、被保険者の皆さまには大きなご負担をお願いすることになりますがご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

\* 法定準備金：健康保険法で「組合が保有すべき準備金が、法定給付費と納付金等の過去3年間の平均負担額の3ヵ月相当額を上回る」と定められています。

&lt;別表1&gt;



新保険料率の適用：平成24年3月1日～(4月分給与より)